

## ◎新潟県告示第1244号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、新潟県資源管理方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。

令和2年12月1日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県資源管理方針

### 第1 資源管理に関する基本的な事項

#### 1 漁業の状況

新潟県は日本海北部に位置し、総延長630kmに及ぶ長い海岸線と佐渡島及び粟島の2島を擁している。中・下越地区には広い大陸棚が広がり、ヒラメ、カレイ類、タイ類などを対象とする底びき網漁業が盛んである。上越地区では沿岸から急深となり、沿岸近くで漁獲されるマダイを始め、ホッコクアカエビやニギスなど深海性の魚種が多く漁獲される。佐渡地区では岩礁域が多く、サザエ・アワビ・ナマコ等を中心とした採介藻漁業が盛んである。また、定置漁業により、主にクロマグロ、ブリ、アジが漁獲されており、刺し網、かご漁業によるカレイ類、タラ類、エビ・カニ類の漁獲も多い。

本県の水産業は、平成30年の生産量で2.9万トン、生産額は121億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業経営体数は1,338経営体、漁業就業者数は1,954人（平成30年）となっており、多くの沿岸地域において、水産業は主要な産業の一つとなっている。このように本県において水産業は、水産物の安定供給に重要な役割を果たしており、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

#### 2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

### 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- 1 水域
- 2 対象とする漁業
- 3 漁獲可能期間

### 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

#### 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

#### 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

#### 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

### 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区

分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当による管理に移行するものとする。

## 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に則して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に則して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最善の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務づけられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報等を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

### 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

### 3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよ

う指導するものとする。

#### 第7 新潟県資源管理基本方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

#### 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1-4 まいわし対馬暖流系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(小型魚)をとる漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

(1) 当該管理年度中(2)に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

(2) 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、9割5分を新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業に按分し、残りの5分を本県の留保枠とする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

1 緊急報告体制

定置漁業の経営体及び漁業協同組合は、1日当たり以下の報告基準に該当する採捕があった場合は、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

ただし、法第31条の規定に基づく公表がなされた後は、報告基準に該当しない採捕であっても、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

報告者	漁業種類	報告基準
大型定置の経営体	大型定置	1ヶ統当たり500キログラムを超える量の採捕
漁業協同組合	小型定置	1ヶ統当たり200キログラムを超える量の採捕
	その他	1隻当たり100キログラムを超える量の採捕

県は、1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告するものとする。

2 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

中西部太平洋条約海域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(大型魚)をとる漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

(1) 当該管理年度中(2)に規定する場合を除く。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

(2) 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、9割5分を新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業に按分し、残りの5分を本県の留保枠とする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

1 緊急報告体制

定置漁業の経営体及び漁業協同組合は、1日当たり以下の報告基準に該当する採捕があった場合は、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

ただし、法第31条の規定に基づく公表がなされた後は、報告基準に該当しない採捕であっても、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

報告者	漁業種類	報告基準
大型定置の経営体	大型定置	1ヶ統当たり500キログラムを超える量の採捕
漁業協同組合	小型定置	1ヶ統当たり200キログラムを超える量の採捕
	その他	1隻当たり100キログラムを超える量の採捕

県は、1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告するものとする。

2 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県まあじ漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、まあじをとる水域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじをとる漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を新潟県まあじ漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がまあじをとる漁業の主たる漁業種類及び免許数は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	免許数
定置漁業（法第60条第3項に掲げる漁業をいう。以下同じ。）	10

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県まいわし漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、まいわしをとる水域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしをとる漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を新潟県まいわし漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がまいわしをとる漁業の主たる漁業種類及び免許数又は許可数は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	免許数又は許可数
定置漁業	10
流し網漁業（新潟県漁業調整規則（令和2年新潟県規則第59号）第4条第4号における漁業をいう。）	103

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。